

「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の推進について

<p>みえ歯と口腔の健康づくり条例 第三章 施策の基本的事項 第十一節 基本的施策</p>	<p>第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画 第4章 歯と口腔の健康づくり対策の推進 2 障がい児(者)の対策(計画23、24頁追記)(案)</p> <p>《 現状と課題 》</p> <p>《 施策の方向性 》</p> <p>5 用語解説 ■ あ行</p>	<p>【医療的ケア児への歯科保健対策】</p>
<p>二 医療的ケア児(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。)、障がい者その他歯科検診等を受けることが困難な者が歯科検診等を受けることができざる環境の整備に関すること。</p>	<p>・ 医療的ケア児*の歯科口腔保健等に係る相談や依頼の窓口対応は、地域口腔ケアステーションで行っています。各地域において関係者間の連携体制の充実を図るため、医療的ケア児の歯科保健医療に係る人材育成が必要です。</p> <p>・ 関係者と連携を図りながら医療的ケア児への歯科保健医療を提供するため、県民や関係機関に対して地域口腔ケアステーションの活動を周知するとともに、医療的ケア児の歯科保健医療に関する人材の育成を行います。</p> <p>○医療的ケア児(計画47頁追記) 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のこと。</p>	<p>【歯科医療機関における感染症対策】</p>
<p>第十一節 基本的施策</p>	<p>7 歯科医療機関における感染症対策(新設)(計画29頁)(案)</p> <p>《 現状と課題 》</p> <p>《 施策の方向性 》</p> <p>5 用語解説 ■ あ行</p>	<p>【歯科医療機関における感染症対策】</p>
<p>十二 平常時における災害及び感染症に備えた歯科保健医療体制の整備並びに災害発生時等における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。</p>	<p>・ 歯科医療機関においては、「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針*」に基づき、院内感染対策に取り組みんでいます。安全で質の高い歯科医療の提供体制を確保することが必要です。</p> <p>・ 歯科医療機関において科学的根拠に基づいた感染症対策が徹底され、新たな感染症にも対応した、より安全で質の高い歯科医療提供体制の整備を図ります。</p> <p>○一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針(計画47頁追記) 厚生労働省委託事業「歯科診療における院内感染対策に関する検証等事業」において、平成31年3月29日付け歯科診療における院内感染対策に関する検証等事業実行委員会(日本歯科医学会厚生労働省委託事業)が作成した指針のこと。</p>	<p>【歯科医療機関における感染症対策】</p>

目 次

第1章 基本方針	
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の評価と課題	3
第3章 歯と口腔の健康づくりの目標	
1 めざす姿	5
2 めざす姿に向けた取組内容	5
3 評価指標と目標値	6
第4章 歯と口腔の健康づくり対策の推進	
1 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策	8
(1) 乳幼児期	8
(2) 学齢期	13
(3) 青・壮年期	17
(4) 高齢期	21
2 障がい児(者)の対策	23
3 医科歯科連携による疾病対策	25
4 在宅歯科保健医療における対策	27
5 災害時における歯科保健医療対策	28
6 中山間地域等における歯科保健医療対策	29
7 歯科医療機関における感染症対策	29
第5章 歯と口腔の健康づくりの推進体制	
1 推進体制と進行管理	30
2 人材育成、資質の向上と調査・研究等	30
3 関係機関・団体等との連携	32
参考資料	
1 別表1 みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の数値目標の達成状況	34
2 各関係機関・団体の連携体制および取組	36
3 みえ歯と口腔の健康づくり条例	40
4 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会	44
5 用語解説	47
(本文中に「*」のある用語について解説しています)	

新設



2 障がい児（者）の対策

No.	評価指標	現状値 (実績年度)	目標値 (平成34年度)
35	歯周病を有する特別支援学校高等部の生徒の割合	8.6% (平成28年度)	6.8%
36	研修等に参加しているみえ歯一トネット登録歯科医数	60人 (平成28年度)	90人

《 特徴 》

- ・ 障がいの状態によっては歯みがきが困難なことや、口の自浄作用が十分でないことがあり、歯科口腔疾患が発症、重症化しやすい傾向があります。また、コミュニケーションがうまくいかず、適切な口腔清掃指導ができない場合があります。
- ・ 服用している薬剤によっては、歯肉の肥大や唾液分泌の減少等が見られることがあります。
- ・ 障がいの状態によっては、摂食・嚥下の機能に支障をきたす場合があります。

☆ 障がい児（者）歯科ネットワーク「みえ歯一トネット」 ☆

本県が平成 21（2009）年度に実施した障がい児（者）歯科に関する調査において、障がい児（者）の受入れ可能な歯科診療所情報の不足、通院にかかる時間や距離等に関する困難性、発達障がい等の外見からわかりにくい障がい児（者）に対する歯科医療従事者の知識不足や受入れ対応への不満などの課題が明らかとなりました。

そこで、平成 22（2010）年 4 月から三重県歯科医師会、障がい者支援団体と連携して、障がい児（者）歯科ネットワーク「みえ歯一トネット」を設立し、障がい児（者）を受け入れることができる歯科医療機関の情報提供を行っています。

「みえ歯一トネット」では地域における歯科医療の充実を図るとともに、歯科医療関係者への研修を行い、障がい児（者）に対する歯科医療の受入れ対応の必要性等の理解を深めることにより、地域の歯科医療機関での受入れを推進しています。

また、障がい児（者）がむし歯等になると治療が困難となる場合が多いことから、歯科疾患予防のために、障がい児（者）施設職員への研修や利用者への歯科健康診査、歯科保健指導を実施しています。

《 現状と課題 》

- 平成 28 (2016) 年度の特別支援学校高等部の歯周病を有する生徒の割合は 8.6%、未処置歯を有する生徒の割合は 28.7%で、いずれも改善傾向にあります。今後も、治療に結びつける働きかけとともに、生徒が社会に出た後の歯と口腔の自己管理の確立に向けた支援が必要です。
- 「みえ歯ートネット」に参加している歯科医療機関は、平成 28 (2016) 年度は 120 機関です。地域で安心して歯科治療が受診できる体制整備を一層進めるため、参加している歯科医療機関の情報を、関係者に広く周知するとともに、参加歯科医療機関の増加と治療技術や知識の向上が必要です。
- 平成 28 (2016) 年度に実施したアンケートにおいて、障がい児(者)の歯科診療が対応可能と回答した歯科医療機関は 233 機関でした。「みえ歯ートネット」の協力歯科医療機関より多くの歯科医療機関において、障がい児(者)の歯科診療に対応しています。
- 一般の歯科医療機関では受入れが困難な障がい児(者)に対し、三重県歯科医師会障害者歯科センター(以下「障害者歯科センター」という。)において歯科診療を行っています。
- 発達障がい等の外見からわかりにくい障がいに対して、歯科医療関係者が理解を深め、受診時の受入体制の充実が必要です。

追記

医療的ケア児*の歯科口腔保健等に係る相談や依頼の窓口対応は、地域口腔ケアステーションで行っています。各地域において関係者間の連携体制の充実を図るため、医療的ケア児の歯科保健医療に係る人材育成が必要です。

《 施策の方向 》

- 障がい児(者)が安心して歯科治療や口腔ケア等の歯科受診ができるよう、専門的知識や熟練した技術を持つ歯科医師、歯科衛生士が従事する障害者歯科センターにおいて歯科医療を推進します。
- 障がいの状態に応じた歯と口腔の健康づくりに対する必要な支援が、より身近な地域において受けられるよう、三重県歯科医師会、障がい者支援団体と連携して、「みえ歯ートネット」を活用した障がい児(者)の歯科医療提供体制の推進に努めます。
- 障がい児(者)の歯科診療が対応可能な歯科医療機関に対して、「みえ歯ートネット」への参加を働きかけ、協力が得られた歯科医療機関の情報を広く提供します。
- 「みえ歯ートネット」参加歯科医療機関の歯科医療関係者等に対して、障がい児(者)の歯科治療や口腔ケア技術等の習得のための研修や、発達障がい等への理解に関する研修を実施し、歯科医療関係者等の資質の向上を図ります。
- 障がい児(者)福祉施設の利用者や特別支援学校等の園児、児童生徒に対する歯科健康診査、歯科保健指導、歯科保健講話の充実を図り、歯と口腔の自己管理が確立するよう、障がい児(者)の周囲の方を含め支援します。

追記

関係者と連携を図りながら医療的ケア児への歯科保健医療を提供するため、県民や関係機関に対して地域口腔ケアステーションの活動を周知するとともに、医療的ケア児の歯科保健医療に関する人材の育成を行います。

6 中山間地域等における歯科保健医療対策

《 現状と課題 》

- ・ 歯科医療機関がない無歯科医地区*は3か所、無歯科医地区に準じる地区*は6か所あり、これらの地域では歯科医療機関への通院が困難な状況にあります。
- ・ 中山間地域等において通院が困難な県民に対しては、近隣地域の歯科医療機関から往診等により歯科保健医療サービスが提供されています。
- ・ 歯と口腔の健康づくりに関する知識や、定期的な歯科受診、歯科疾患が重症化する前の歯科治療の重要性について啓発することにより、歯と口腔の自己管理が確立されるよう取り組むことが必要です。

県内の無歯科医地区および無歯科医地区に準じる地区の状況

無歯科医地区			無歯科医地区に準じる地区		
市町名	地区名	人口(人)	市町名	地区名	人口(人)
鳥羽市	神島町	401	熊野市	飛鳥	1,279
熊野市 (旧紀和町)	西山	236		荒坂	489
	上川	161		新鹿	1,398
				神川	327
				育生	231
				五郷	802
計		798	計		4,526

出典：厚生労働省 「平成26年度無歯科医地区調査」

《 施策の方向 》

- ・ 歯科医療機関への通院が困難な地域の児童生徒、高齢者等に対して、歯と口腔の自己管理ができるよう、歯科保健指導の充実を図ります。また、家族に対しても知識の普及を図るとともに、定期的な歯科受診の重要性について啓発し、地域における意識の醸成を図ります。
- ・ 無歯科医地区等における歯科医療の確保に必要な体制整備について、関係機関・団体等と連携して取り組みます。

新設

7 歯科医療機関における感染症対策

《 現状と課題 》

- ・ 歯科医療機関においては、「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針*」に基づき、院内感染症対策に取り組んでいます。安全で質の高い歯科医療の提供体制を確保することが必要です。

《 施策の方向 》

- ・ 歯科医療機関において科学的根拠に基づいた感染症対策が徹底され、新たな感染症にも対応した、より安全で質の高い歯科医療提供体制の整備を図ります。

5 用語解説

■アルファベット

○PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するもの。

Plan : 従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する

Do : 計画に沿って業務を行う

Check : 業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する

Act : 実施が計画に沿っていない部分を調べて改善する

■あ行

追記

○一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針

厚生労働省委託事業「歯科診療における院内感染対策に関する検証等事業」において、平成31年3月29日付け歯科診療における院内感染対策に関する検証等事業実行委員会（日本歯科医学会厚生労働省委託事業）が作成した指針のこと。

追記

○医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のこと。

○永久歯

「おとなの歯」のことで、通常は5歳頃から生えはじめ、15歳頃までに第三大臼歯（親知らず）を除き、28本生える。

■か行

○介護予防・日常生活支援総合事業

市町の実情に応じた多様なサービスの充実により、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的に市町が実施する事業のこと。

○かかりつけ歯科医

歯の治療、歯に関する相談、定期歯科検診等、歯と口腔の健康づくりを日常的にトータルサポートする身近な歯科医師、歯科医療機関のこと。

○学校歯科医

大学以外の学校で歯科健康診断や歯科保健指導等の職務を行う、学校保健安全法で定められている非常勤歯科医師のこと。

○健康寿命

日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間のこと。

○口腔機能

口腔とは口からのどまでの空洞部分のことで、口腔機能とは嚙む（咀嚼機能）、食べる（摂食機能）、飲み込む（嚥下機能）、だ液の分泌、唇の働き、舌の動き、発音・発語（発声機能）等の口腔が担う機能の総称。

○誤嚥（ごえん）

本来は食道を通して胃の中に入らなければならないものが、誤って気管内に入ること。

■さ行

○災害歯科医療支援コーディネーター

災害発生時の歯科医療の需要と供給に関する調査分析を行い、人的資源を含む需要に応じた後方支援体制の整備を行うなど、歯科医療支援活動全般の調整を行う歯科医師等のこと。

○在宅療養支援歯科診療所

在宅療養等に関して歯科医療面から支援できる体制を確保している歯科診療所のこと。

○歯科検診

個人の歯科保健状態を視診、触診、エックス線診査等の方法で検査すること。乳幼児や妊婦歯科健康診査、学校での歯科健康診断、歯周病検診等を含めて歯科検診とする。

○歯間部清掃用器具

デンタルフロス（糸ようじ）や歯間ブラシ等のことで、歯ブラシだけでは除去が困難な歯と歯の間や、歯ぐきの境の歯垢を除去するのに効果的な清掃用具のこと。

○歯周病

歯を支えている歯の周りの組織が破壊され、歯が動揺するようになり、ついには抜けてしまう疾患のこと。歯そのものの変化ではなく、歯の周囲の疾患で歯槽膿漏、歯周炎とも呼ばれる。

○歯肉炎

歯肉の辺縁部にみられる口腔内細菌による炎症のことで、歯肉が赤く腫れたり、歯みがきをすると出血したりする。

○摂食・嚥下

食物を認識して口に取り込むことから、胃に至るまでの一連の過程のことで、摂食は食べ物を摂ること、嚥下は食物を口腔から胃まで運ぶ飲み込み運動のこと。

■た行

○第一大臼歯

前から数えて6番目の永久歯のことで、6歳臼歯とも言われる。

○地域口腔ケアステーション

11 郡市歯科医師会に整備した地域の歯科保健医療を推進する拠点のこと。

○中山間地域等

無歯科医地区および山間地や離島等とその周辺の地域、その他の地勢等の地理的条件が

悪く歯科検診等を受けることが困難な地域のこと。

■な行

○乳歯・乳臼歯

乳歯は「子どもの歯」のことで、すべて生えそろうと20本になる。乳臼歯は、乳歯の奥歯のこと。

○ネグレクト（育児放棄）

児童虐待の行為類型の一つで、「子どもの健康・安全への配慮を怠る」、「子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断等）」、「食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢」などの行為のこと。

■は行

○8020運動

厚生省（当時）と日本歯科医師会が平成元（1989）年より推進している「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように、80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動のこと。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われている。

○フッ化物（フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）

フッ素を含む化合物のこと。フッ素には歯の再石灰化（一度歯の表面から溶出したイオンやミネラルが、再び戻って溶かされた歯の表面を修復する作用）を促進して、むし歯になりにくい歯にする働きがある。

「フッ化物歯面塗布」とは、むし歯予防のために、フッ化物を歯に直接塗る方法のことで、年に数回定期的に実施することでより効果が得られる。フッ化物洗口ができない幼児や障がい児のむし歯予防の手段として有効である。

「フッ化物洗口」とは、むし歯予防のため、低濃度のフッ化ナトリウム溶液を用いて行う洗口（ブクブクうがい）のこと。学校等において集団で利用する場合と、家庭で利用する場合がある。

■ま行

○三重県口腔保健支援センター

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、都道府県等が設置できるとされており、歯科口腔保健に関する事業の企画、立案、情報提供、研修、行政内の関係部局や行政外の関係機関・団体等との調整等を行う。

○みえ8020運動推進員

地域歯科保健活動に積極的に関わる意志のある歯科衛生士のことで、県が行う歯科保健事業等に参加して、県民の歯と口腔の健康づくりのための歯科保健指導やブラッシング指導等を実施する。

○無歯科医地区、無歯科医地区に準じる地区

おおむね半径4km以内に歯科医療機関のない集落で、かつ人口が50人以上の地区のこと。ただし、一日4往復以上の交通機関で、1時間以内に他の歯科医療機関にアクセスできる場合は除く。

無歯科医地区に準じる地区とは、無歯科医地区ではないが、これに準じて歯科医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた地区のこと。

■や行

○要保護児童スクリーニング指数 (MIES)

むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせた虐待の可能性のある児童を早期に発見するためのツールのこと。MIESは、Maltreatment Index for Elementary Schoolchildrenの略語。

参考資料

令和3年8月26日開催「令和3年度第1回三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会」

資料3：「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の方針について

「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の方針について

国において「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の計画期間が1年延長することに伴い、「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（以下「計画」という。）」の計画期間を1年延長し、令和5年度までとします。

なお、令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の内容を反映するため、今年度中に計画の改定を予定しています。

1 現行の計画について

「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、平成25年3月に策定しました。国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」と期間の整合性を図り、令和4年度までとしています。

2 計画期間延長の背景

令和3年1月21日に開催された第43回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において「医療費適正化計画」及び「医療計画」、「介護保険事業支援計画」と「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の期間を一致させる方向性が示されました。

厚生労働省告示の改正（令和3年8月4日厚生労働省告示第三百三号「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」）により、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を1年延長して令和5年度までとし、令和5年度に都道府県における基本的事項（計画）を策定する期間を設け、令和6年度から次期計画を適用するというものです。

3 計画期間延長及び計画改定の考え方

国の方針に従い、計画期間を延長するため、計画の最終評価及び次期計画策定についても、それぞれ令和4年度最終評価、令和5年度次期計画策定へと1年ずつ延びる予定です。

令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正内容の反映を令和5年度の次期計画策定時まで待つと、3年間の空白期間が生じることから、令和3年度に新たに計画に盛り込む必要がある内容を整理し、計画に一部追記します。

第 12 回みえ歯—トネット研修会

日 時 令和4年2月20日(日) 午後2時~4時

場 所 Web 受講 または 三重県歯科医師会館

申込方法 ◎Web 受講(自宅等)の場合

下記 URL または QR コードからお申込みください。
登録されたメールアドレス宛に研修会の視聴方法等の
詳細を2月上旬にご連絡いたします。

URL : <https://forms.gle/YHutH5TJNBjrhWEr6>

◎研修会場(三重県歯科医師会館での受講)の場合

下記参加申込書から FAX にてお申込みください。

定 員 数 : 50名(研修会場のみ)

申込締切 : 令和4年1月31日(月)

※感染症の流行や悪天候等により、やむなく中止となる場合は、当日午前9時までに三重県歯科医師会ホームページに掲載いたします。

留 意 点 : ◎Web 受講(自宅等)の場合

必ず期日(令和4年1月31日(月))までにお申込みください。

視聴方法等の研修会に係る詳細は、2月上旬にお申込み時にご登録いただいたメールアドレスにご連絡いたします。

◎会場受講(三重県歯科医師会館での受講)の場合

感染防止対策に努めて開催いたしますが、受付時の検温や館内でのマスクのご着用、手指消毒等にご協力をお願いいたします。また、応募者多数の場合はお申込みをお断りする可能性がございます。予めご了承くださいませよう願いたします。

演 題

【講演1】 医療的ケア児と家族のトータルケア

小児・AYAがんトータルケアセンター センター長 岩本 彰太郎 先生

【講演2】 医療的ケア児の歯科治療

三重病院歯科・口腔外科 歯科口腔外科医長 松村 佳彦 先生

※抄録、講師略歴等については裏面をご参考ください。

<QRコード>



第 12 回みえ歯—トネット研修会参加申し込み用紙(会場受講用)

所 属	名 前
職 種	電 話

<お申込み先>三重県歯科医師会事務局 FAX 059-227-0510 / 〒5140003 津市桜橋2丁目120-2

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web 受講にご協力をお願いいたします。

【講演 1】医療的ケア児と家族のトータルケア

小児・AYAがんトータルケアセンター センター長 岩本 彰太郎 先生

2021年6月、医療的ケア児支援法が採択されたことで、ようやく医療的ケア児と家族の支援体制整備に対する法的な後ろ盾ができましたが、課題は山積しています。

医療的ケア児の支援体制整備が困難な理由として、対象児の病態像が多様で、医療的ケア内容も含め個別性が高く、また人数も少ないため地域での経験値が積み上がらないなどが挙げられています。

三重県においては、本支援体制の充実を図るために、広域での多職種・多機関によるネットワークが構築され、顔の見える関係づくりはもちろん、子どもと家族の支援者を支援し、必要とされる新たな社会資源の開拓にも繋げていく取組が実践されています。

本講演では、医療的ケア児と家族のニーズに沿ったトータルケアの在り方を皆さまと意見交換できればと思っております。

講師略歴

岩本 彰太郎 (いわもと しょうたろう)

愛知県名古屋市出身。平成4年、三重大学医学部を卒業後、県内外（県外は鹿児島市立病院、稲沢市民病院）の病院で小児科医として勤務。平成12年度から三重県済生会明和病院重症心身障害児者施設などで、医療的ケアを含む重症児者の診療に従事。平成15年度からは、米国セントジュード小児病院で小児がんの研究に携わった後、平成19年度より三重大学医学部附属病院勤務。平成25年度から同院小児トータルケアセンター・センター長、令和3年度から小児・AYAがんトータルケアセンター・センター長となり現在に至る。

【講演】医療的ケア児の歯科治療

三重病院歯科・口腔外科 歯科口腔外科医長 松村 佳彦 先生

以前より地域の障がい者歯科治療には、積極的に取組む歯科医院と専門的な治療が行える障がい者歯科センターが連携し、より良い歯科治療サポートが行われている。一方、令和3年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行された。

医療的ケア児とは“NICU等に長期入院後、引き続き痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい児”のことで、歯科を含めた多職種の支援者が関連している。そのため支援者に対する支援が必要で、アドバイス機構やコンサルテーション機能を持つスーパーバイズチームが地域ごとに設置された。医療的ケア児が年々増加するなか、障がい者歯科治療をふまえて、医療的ケア児の歯科治療についての検討を行う。

講師略歴

松村 佳彦 (まつむら よしひこ)

1993年 朝日大学 歯学部卒業
1996年 三重大学医学部附属病院 歯科口腔外科助教（助手）
2007年 三重大学医学部附属病院 歯科口腔外科 助教、博士号（医学）取得
2014年 独立行政法人国立病院機構 三重病院 歯科口腔外科 医長、
日本歯科放射線学会 歯科エックス線優良医
2015年 日本口腔外科学会 口腔外科専門医
2018年 日本顎関節学会暫定指導医、日本顎関節症専門医関連研修施設認定（三重病院）、
日本歯科放射線学会 歯科放射線准認定医、JACHRI 歯科ネットワークへ参加
2020年 日本口腔外科学会准研修施設認定（三重病院）
現在に至る

＜お問合せ先 三重県歯科医師会事務局 TEL059-227-6488＞